

サステナビリティ報告のガイドラインについて

——GRIとIIRCを中心として——

井 上 定 子

1. はじめに

サステナビリティ社会の構築が社会的課題の1つとして考えられている現在において、企業活動の経済面・環境面・社会面を統合したサステナビリティ戦略は不可欠である。とりわけ、サステナビリティの多様な側面の統合については、多くの機関が財務報告と関連付けた開示に関するガイドライン、フレームワークや基準を提示している。しかしながら、それらの機関は相互に連携をしながらも独立してガイドライン等を展開してきたため、それらは体系的に統括されてはいない。

このような現状において、企業のサステナビリティ情報の開示内容に影響を及ぼしている主要な開示に関するガイドライン等の特徴やそれらの設定機関の特徴、そして各機関の関連性を体系的に捉えておくことは重要である。そこで本稿では、主要なサステナビリティ報告のガイドライン等を公表している機関が互いに連携しているのか、そして現在かかるガイドライン等がいかに多様化、複雑化しているのかを俯瞰的に明らかにすることを目的とする。

なお、本稿では、GRI (Global Reporting Initiative) とIIRC (International Integrated Reporting Council) を中心に取り上げることとする。GRIが公表するサステナビリティ報告ガイドラインは、国内外の準拠率が高く、現在第4版 (G4 (GRI, 2013) まで更新されている。また、IIRCにより2013年12月に公表された国際統合報告フレームワーク (IIRF: Integrated Reporting Framework (IIRC, 2013b)) は、これまで分断していた財務報告とサステナビリティ報告を統合する枠組みを提供し、世界的に注目されている。さらに、両機関は2013年2月に覚書 (Memorandum of Understanding (IIRC and GRI, 2013)) を締結したり、2014年6月にIIRCが立ち上げた、企業報告の分野で国際的に大きな影響力を持つ組織による共同のイニシアティブであるCRD (Corporate Reporting Dialogue) にGRIが参画するなど、相互に連携して活動を行っている。このように、現在、GRIとIIRCは、国内外を問わずサステナビリティ報告の開示に関して中心的な役割を担っている。

本稿では、まず、GRIと現行の第4版のガイドライン (G4) の特徴、そしてIIRCと統合フレームワーク (IIRF) の特徴について概観する。つづいて、GRIとIIRCを取り巻く関連機関について俯瞰的に取り上げ、各機関の連携関係について整理を行うとともに、それら各連携機関の特徴について概観する。最後に、GRIとIIRCに関する最近の動向についての考察を通じて、サス

テナビリティ報告のガイドライン等をめぐる議論が今後どのように展開してゆくのか、その方向性と課題について指摘することにした。

2. サステナビリティ報告のガイドライン

本節では、企業により準拠されることの多いGRIによるサステナビリティ報告のガイドラインと、IIRCにより公表された財務報告とサステナビリティ報告を統合するためフレームワーク(IIRF)の2つを取り上げ、各機関の特徴および公刊物の特徴を概観する。

2.1 GRI

1) GRIの特徴

GRIは本部をオランダのアムステルダムに置くサステナビリティ報告のガイドラインを制定している国際的な非営利団体(NPO: Non-Profit Organization)である。そもそも、米国のボストンに本部を置く市民団体Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies)が1997年に国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)と連携して環境報告ガイドラインを策定するために立ち上げたGRIプロジェクト(Global Reporting Initiative' project)が発端である。当初は、先進国で増加する環境報告書の内容・信頼性・比較可能性を向上させるために、投資家を対象に統一した基準の作成を目指していたが、間もなく、環境面だけでなく社会面や経済面(トリプル・ボトムライン)を踏まえたサステナビリティ報告のガイドラインを目指すことになった。2001年より、マルチステークホルダーによる業種別補足文書の作成を開始し、2002年にUNEPと正式な協力関係を結び、常設の機関としてGRIはCeresから独立し、本部をボストンからアムステルダムへと移した(GRI, URL)。

GRIの目的は、持続可能なグローバル経済への変化を促進し、管理するのを助けるようなサステナビリティ報告の標準的な慣習を作ることである。持続可能なグローバル経済とは、長期収益性を倫理的行動・社会正義・環境保全とを結合することである。よって、企業や組織が、より持続可能的に発展するには、自身のパフォーマンスと影響の4つの重要な(経済・環境・社会・ガバナンス)を考慮しなければならない。GRIによるサステナビリティ報告のフレームワーク(報告ガイドライン、セクター・ガイダンスその他の資源を含む)は、すべての企業と組織がこれらの情報を測定し、理解し、伝達することを可能にするシステムである。これにより、よりすすんだ組織的な透明性と説明責任が可能となるとともに、組織に対する利害関係者の信頼を構築し、他の多くの利益をもたらすことになる。

主な活動として、GRIは、1999年3月にサステナビリティ報告のガイドライン(Sustainability Reporting Framework)の公開草案を、2000年6月にそのGRIガイドラインの初版(G1)を公表した。その後、基本的に3年ごとの見直しを図る方針で、2002年8月にガイドライン第2版(G2(GRI, 2002))がヨハネスバーグで持続可能な開発に関する世界首脳会議で公表された。その3年後の2006年10月にガイドライン第3版(G3(GRI, 2006))が公表されたが、2011年3月に、ジェンダー、コミュニティおよび人権関連のパフォーマンスを報告するように拡張されたガイダンスを加えたため第3.1版のガイドライン(G3.1(GRI, 2011))が発表された。そして、現行のGRIガイドライン第4版(G4)が2013年5月に発行された。

なお、GRIはUNEPだけでなく、国連グローバル・コンパクト(UNGC: United Nations

Global Compact), 経済協力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development), 国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) と戦略的パートナーシップ (global strategic alliances) を結んでいる (GRI, URL, 環境省, 2005, pp.2-3など参照).

2) GRIガイドライン (G4) の特徴

上述のように, GRIは, 国際機関, 金融機関, 産業界や様々なNGO (non-governmental organizations) との連携のもと, 第4版までGRIガイドラインの更新を続けている. GRIガイドラインは, マルチステークホルダー向けの報告を意図しており, G4では, サステナビリティマネジメントのプロセスや影響側面がもつマテリアリティ (materiality) が強調されている. 以下, 現行のGRIガイドラインである第4版 (G4) について概観することにする.

従来, GRIガイドラインは企業の経済面, 環境面および社会面のトリプルボトムラインの観点で報告するという概念をもとに作成されている. G3.1では, この3つの側面に関する報告項目が細かく規定されており, これらの項目を網羅的に開示することが要請されていたが, G4では, 各項目について網羅的に開示するのではなく, 報告企業にとってよりマテリアリティの高い分野を特定してその特定項目を深く報告することと, その理由を開示することが求められている. マテリアリティに焦点を当てることにより, 報告書の適合性, 信頼性, 使い勝手がより向上し, ひいてはサステナビリティ課題について市場や社会への情報提供の改善に結びつくと考えられている.

G4は「報告原則および標準開示項目」と「実施マニュアル」の2部構成となっている. 第1部の「報告原則と標準開示項目」には, G4の目的や使い方, 組織が本ガイドラインに「準拠」してサステナビリティ報告書を作成する際に適用すべき基準, そして報告原則と標準開示項目などが含まれている.

第1部で示された報告原則は「報告内容に関する原則」と「報告品質に関する原則」とに大きく区分されている. 前者の原則は, 報告書に取り上げる内容を決定するための選択肢を与え,

表1 G4報告原則の内容について

報告原則	
報告内容に関する原則	報告品質に関する原則
<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーの包含 組織はステークホルダーを特定し, その合理的な期待や関心への対応について説明すること ・持続可能性の文脈 サステナビリティの文脈において組織の業績を報告すること ・重要性 組織が経済, 環境, 社会に与える著しい影響を反映している, またはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与えるという点を報告書で取り上げること ・網羅性 報告書には, 経済組織が経済, 環境, 社会に与える著しい影響を反映し, ステークホルダーが組織の業績を評価するために十分なマテリアルな側面とそのバウンダリーを含んでいること 	<ul style="list-style-type: none"> ・バランス 組織の業績のプラス面とマイナス面を報告書に含めること ・比較可能性 ・正確性 ・適時性 ・明瞭性 ・信頼性

出所: GRI, 2013, part I, pp.16-18, 同訳pp.16-18から作成.

組織の活動、その他の活動が与える影響、さらにはステークホルダーの実質的な期待や関心について検討を行っている。後者には、サステナビリティ報告書上での品質を確保するための選択方法や適切な提示方法が示されている。表1は、G4の報告原則の具体的内容について要約したものである (GRI, URL, 2013)。

第2部の「実施マニュアル」では、報告原則の適用方法、開示情報の作成方法、ガイドラインにおける各概念の解釈について説明されている。また、参考文献、用語集および報告に関する一般留意事項も掲載されている。標準開示項目には、一般標準開示項目と特定標準開示項目の2種類がある。一般標準開示項目とは、サステナビリティ報告に開示される必須項目であり、7つのパート（戦略と分析・組織プロフィール・特定されたマテリアルな側面とバウンダリー・ステークホルダー・エンゲージメント・報告書のプロフィール・ガバナンス・倫理と誠実性）に分けられている。特定標準開示項目とは、サステナビリティ報告に開示される任意項目（重要項目を特定し開示する項目）であり、経済、環境、社会の3カテゴリーに分けられている。このうち、社会カテゴリーは、労働慣行とディーセント・ワーク、人権、社会、製品責任の4つのサブカテゴリーに細分化されている。さらに、各カテゴリーではより詳細な側面が定められている（表2参照）。

表2 G4の特定標準開示項目のカテゴリーと側面

カテゴリー		側面
経済		経済的業績、地域での存在感、間接的な経済影響、調達慣行
環境		原材料、エネルギー、水、生物多様性、大気への排出、排水および廃棄物、製品およびサービス、コンプライアンス、輸送・移動、環境全般、サプライヤーの環境評価、環境に関する苦情処理制度
社会	労働慣行とディーセント・ワーク	雇用、労使関係、労働安全衛生、研修および教育、多様性と機会均等、男女同一報酬、サプライヤーの労働慣行評価、労働慣行に関する苦情処理制度
	人権	投資、被差別、結社の自由と団体交渉、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民の権利、人権評価、サプライヤーの人権評価、人権に関する苦情処理制度
	社会	地域コミュニティ、腐敗防止、公共政策、反競争的行為、コンプライアンス、サプライヤーの社会への影響評価、社会への影響に関する苦情処理制度
	製品責任	顧客の安全衛生、製品およびサービスのラベリング、マーケティング・コミュニケーション、顧客プライバシー、コンプライアンス

出所：GRI, 2013, part II, p.62, 同訳p.60.

G3.1と比較すると、次のような変更点がみられる。G3.1では「戦略とプロフィール」という標準開示項目が、G4では「一般表示開示項目」とされ、その中に「倫理と誠実性」の項目が新たに追加された。また、G4では「ガバナンス」の項目において、経済・環境・社会に影響を及ぼす事項に関わる組織の戦略・政策・目標等の設定や施策の評価における経営層の役割に関する指標が追加されている。特定標準開示項目については、構成自体に変更はないが、側面について変更・追加がみられる。「経済」のカテゴリーに「調達慣行」が、「環境」と「社会」のカテゴリーにはサプライヤーの評価と苦情処理制度がそれぞれ新しく追加されている。その他、

G4ではガイドラインの準拠について「中核（Core）」と「包括（Comprehensive）」の2つの方法が設定され、この選択が報告企業に一任されている点も特徴的である（GRI, URL, 東京海上日動リスクコンサルティング, 2013）。

2.2 国際統合報告評議会（IIRC）

1）IIRCの特徴

IIRCは、2010年8月に、GRIとA4S（Prince's Accounting for Sustainability Project）が中心となり設立された国際的な連合組織である。当初、IIRCの目的は、企業の財務情報と非財務情報である経済、環境、社会とガバナンスに関する情報を統合し、明瞭、簡潔かつ比較可能な形式で体系的に提供するような、国際的に合意されたサステナビリティ報告のフレームワークを構築することであった。その背景には、投資家の短期志向、ステークホルダーからの様々な情報開示要求による情報の乱立、企業価値に占める財務資本以外の資本の増加による資本概念の拡大という状況があげられる。（A4S and GRI, 2010, 三代, 2013, 勝山, 2015）

この統合報告のフレームワークの構築に向けて、IIRCは、2011年9月にディスカッションペーパー（Discussion Paper（IIRC, 2011））を公表し、その中で、統合報告の定義、統合報告が必要とされる背景、統合フレームワークの原則や構成要素についての提案を行った。その後、パブリックコメントを反映して、2012年10月にフレームワークのプロトタイプが公表され、その骨子がより明確化された。2013年4月にはプロトタイプをさらに精練した国際統合報告フレームワークのコンサルテーション・ドラフト（Consultation Draft（IIRC, 2013a））が、同年12月にIIRF（IIRC, 2013b）が公表された。

IIRCは、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家およびNGOから構成されている。また、ブレイクスルー・パートナー（Breakthrough Partners）として、ACCA（Association of Chartered Certified Accountants）、CIMA（Chartered Institute of Management Accountants）、国際会計士連盟（IFAC: International Federation of Accountants）の3つの機関が、パートナー（partners）として、CDP（Carbon Disclosure Project）、GRI、IFRS Foundation（International Financial Reporting Standards Foundation）、IFAC、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB: Sustainability Accounting Standards Board）、International Federation of Accountants、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD: World Business Council for Sustainable Development）の6つの機関が、IIRCと連携して活動を行っている（IIRC, URL）。

2）国際統合報告フレームワーク（IIRF）の概要

2013年12月にIIRCにより公表されたIIRFによると、IIRCの長期的なビジョンは、統合報告が企業報告の規範となり、統合思考が公的セクターおよび民間セクターの主活動に組み込まれ、この統合思考と統合報告の循環を通じて、効率的かつ生産的な資本の配分が可能となり、ひいては金融安定化と持続可能性を達成するというものである。ここにおいて統合報告とは、「統合思考を基礎とし、組織の長期にわたる価値創造に関する定期的な統合報告書と、これに関連する価値創造の側面についてのコミュニケーションにつながるプロセス（IIRC, 2013b, p.33, 同訳 p.37）」として定義されている。統合報告の特徴は、簡潔性、戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、資本および資本間の相互関係に焦点を当てるとともに、組織における統合思考の重要性

を強調している点にある。また、IIRFの定義する統合思考とは、組織内の様々な事業単位および機能単位と、組織が利用し影響を与える資本との間の関係について、組織が能動的に検討することである。そして、この統合思考は、短、中、長期の価値創造を考慮した統合的な意思決定や行動につながるとされる (IIRC, 2013b, p.33, 同訳p.37)。

IIRFの全体像は、概要説明のパート I と統合報告書作成時の記載上の留意点や、必要記載事項である指導原則および内容要素を取り扱ったパート II から構成されている。パート I は、さらに「1. フレームワークの利用」とIIRFの要求事項およびガイダンスの基礎となる概念を示した「2. 基礎概念」の2つの章に分けられる。各章の内容について表3に要約する。

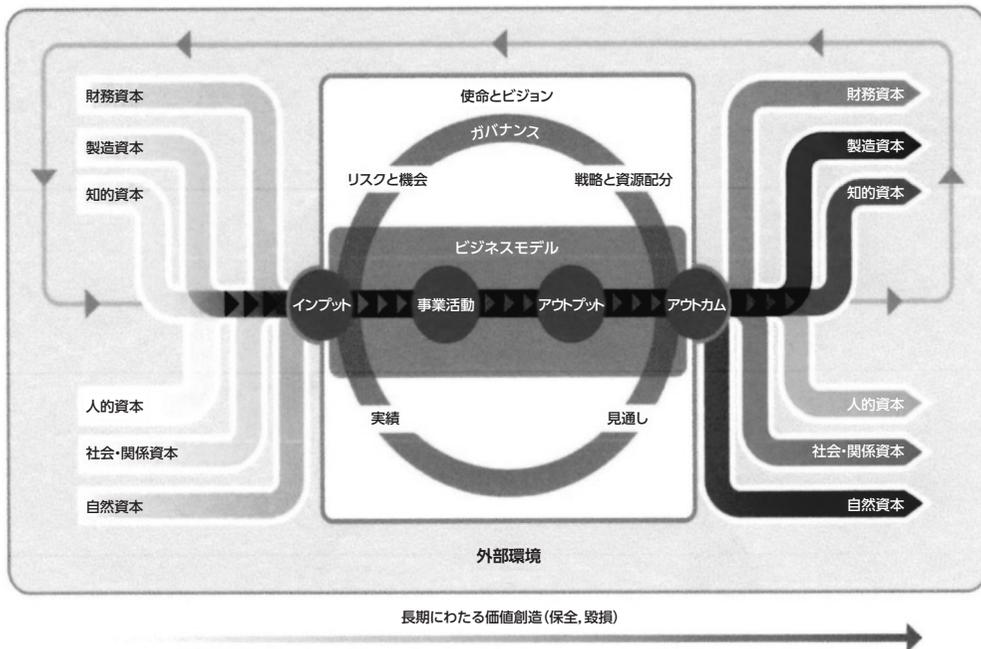
表3 IIRFパート I 「イントロダクション」の概要

1. フレームワークの利用	2. 基礎概念
A 統合報告書の定義 組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、組織の短、中、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションである (par.1.1)	A イントロダクション 統合報告書は、外部環境、組織が利用し影響を与える資源および関係、そして組織が短、中、長期的に価値を創造するために、外部環境および資本がいかに相互作用するか、についての洞察を提供することを目的とする (par.2.3)
B フレームワークの目的 統合報告書の全般的な内容を統括する指導概念と内容要素を規定し、それらの基礎となる概念を説明することである (par.1.3)	B 組織とその他のための価値創造 資本は価値の蓄積であり、組織の活動とアウトプットにより増減し変換される。組織自身に対する価値創造する能力は、財務資本提供者への財務リターンにつながる。これは、組織との広範囲の活動、相互作用、関係を通じてステークホルダーや社会に対する価値創造能力に関係している。これが組織自身にとり重要な場合は統合報告書に記載する。なお、財務資本の変化が直接関連する場合に限らない。(pars.2.4-2.7)
C 統合報告書の目的と利用者 統合報告書の目的：財務資本の提供者に組織がどのように長期的に価値を創造するかを説明すること (par.1.7) 利用者：その価値創造能力に関心を持つすべてのステークホルダー (par.1.8)	C 資本 資本とは、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本の6つからなる (par.2.10)
D 原則主義アプローチ IIRFは、原則主義に基づく (par.1.9) 統合報告書の作成と開示にあたり、組織特有の状況を考慮したうえで主要業績指標 (KPI) や測定方法、開示すべき事象を決定しなければならない (par.1.10) 統合報告書には、定量的情報と定性的情報とが含まれること (par.1.11)	D 価値創造プロセス 組織の中核は、ビジネスモデルにある。ビジネスモデルにおいて、様々な資本はインプットとして利用され、事業活動を通じてアウトプットに変換される。組織の活動およびアウトプットは、資本への影響としてのアウトカムをもたらす。変化に適応するためのビジネスモデルの能力は組織の長期的な持続可能性に影響する (par.2.23)
E 報告書の形式および他の情報との関係性 報告者は、特定のコミュニケーションを統合報告書として指定し、識別可能なものとする (par.1.12)	
F フレームワークの適用 統合報告書であることを主張するためには原文において太字のイタリック体で明示されているすべての要求事項を適用しなければならない。なお、信頼できる情報が入手できない場合、法的禁止事項などの重要な情報が開示できない場合、そして開示することにより重要な競争上の支障が生じる場合は除く (par.1.17) また、その場合、削除した項目やその理由などの記載が必要となる (par.1.18)	
G 統合報告書に対する責任 統合報告書には、ガバナンス責任者による表明が必要となる。なお、表明形式として、コンプライ・オア・エクスプレイン (Comply or Explain) をとる (par.1.20)	

出所：IIRC, 2013b, pp. 4.8-15, 同訳pp.4.8-16を参考に筆者が要約

IIRFでは、主に財務資本の提供者に対して、組織の企業価値創造能力に関する情報を提供する際、統合思考に基づいて関連する資本および資本間の関係に焦点を当てることが重視されている。この資本として、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本という資本概念を提示し、この6つの資本に基づき企業活動の価値創造プロセスの全体像が示されている（図1参照）。

図1 企業価値創造プロセス



出所：IIRC, 2013b, p.14, 同訳p.15.

パートIIの「統合報告書」は、統合報告書の内容および情報の開示方法に関する情報についての基礎を示した「3. 指導原則」と、統合報告書に開示すべき情報の8つの要素を示した「4. 内容要素」の2つの章に分けられている。なお、IIRFは原則主義アプローチに基づいているため、細かな開示基準や項目を示しておらず、報告書の大枠を示しているため、具体的な開示内容や表示の方法は、組織ごとに固有の状況に即して判断し決定することが求められている。各章の内容については表4に要約する。

表4 IIRFパートII「統合報告書」の概要

3. 指導原則	4. 内容要素
A 戦略的焦点と将来志向 統合報告書は、組織の戦略、およびその戦略がどのように組織の短、中、長期の価値創造能力や資本の利用および資本への影響に関連するかについての洞察を提供すること (par.3.3)	A 組織概要と外部環境 組織が営む事業概要と、組織の事業活動を取り巻く外部環境について (par.4.4)
B 情報の結合性 統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せ、相互関連性、および相互関係の全体像を示すこと (par.3.6)	B ガバナンス 組織のガバナンス構造がどのように組織の価値創造能力を支えるのかについて (par.4.8)
C ステークホルダーとの関係性 統合報告書は、組織と主要なステークホルダーとの関係性についての洞察を提供するとともに、ステークホルダーからのニーズや関心に対する組織の理解度、考慮の度合、そして対応についての洞察を提供すること (par.3.10)	C ビジネスモデル 組織のビジネスモデルについて (par.4.10)
D 重要性 (Materiality) 統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示すること (par.3.17)	D リスクと機会 組織の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会、また、それらに対する組織の取組について (par.4.23)
E 簡潔性 統合報告書は、簡潔であること (par.3.36)	E 戦略と資源配分 組織はどこを目指すのか、どのようにそこに辿り着くのかについて (par.4.27)
F 信頼性と完全性 統合報告書は、重要性のある全ての事象について、正と負の両面につきバランスのとれた方法によって、かつ重要な誤りがない形で含むこと (par.3.39)	F 実績 戦略目標をどの程度達成したか、また、資本への影響に関するアウトカムは何かについて (par.4.30)
G 首尾一貫性と比較可能性 統合報告書の情報は、期間を超えて首尾一貫し、組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって表示すること (par.3.54)	G 見通し 戦略の遂行に当たり、直面する可能性が高い課題および不確実性、そして、結果として生ずるビジネスモデルおよび将来の実績への潜在的な影響について (par.4.34)
	H 作成と表示の基礎 統合報告書に含む事象を決定する方法と、それらの事象の定量化又は評価の方法について (par.4.40)

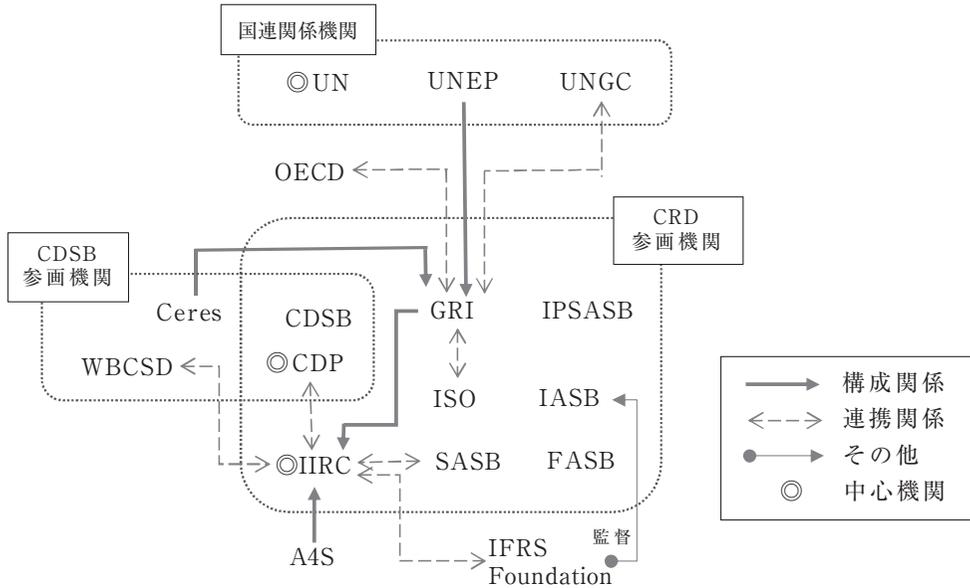
出所：IIRC, 2013b, pp.17-30, 同訳pp.187-33を参考に要約。

3. サステナビリティ報告のガイドライン等設定機関

3.1 主要な設定機関の連携関係

上述したように、現在、多くの機関がサステナビリティ報告について、多種多様なガイドライン、フレームワークや基準を提示している。しかしながら、それらのガイドライン等は、設定機関が相互に連携しながらも独立して展開されてきたため、体系的に統括されていない。そこで本節では、GRIとIIRCを取り巻く関連主要機関について取り上げ、各機関の連携関係について整理を行うとともに、それら各機関の特徴について概観することにする。図2は、GRIやIIRCと関連して、サステナビリティ報告のガイドライン等を設定している主要な機関について俯瞰的に要約したものである。なお、ここではGRIとIIRCに関連するすべての主要機関を取り上げていないことに留意されたい。

図2 主要なサステナビリティ報告ガイドライン等の設定機関の連携関係



出所：各機関のURLとSustainable JapanのURLを参考に筆者が作成。

図2から明らかなように、GRIが連携している機関の多くが国連関係機関やCDSB参画機関に属していること、これに対して、IIRCが多岐にわたる多くの機関と連携していること、そしてCRDの参画機関に国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）、米国財務会計基準審議会（FASB: Financial Accounting Standards Board）、国際公会計基準審議会（IPSASB: International Public Sector Accounting Standards Board）という財務会計基準の設定機関が含まれていること、がわかる。また、各機関が複雑に連携し合い体系的に統括されていないことも明らかである。よって、サステナビリティ報告を作成する際に基礎となるガイドライン等が乱立している現状や、目的が異なる機関がCRDに参画する動機が、サステナビリティ報告に関して、内容の一貫性、統一性、比較可能性を求めるためであることも想像に難くない。

以下、①国連関係機関、②CDSB参画機関、③CRD参画機関、④その他機関とに区分し、各機関の特徴および彼らによるサステナビリティ報告に関する公刊物の特徴について概観することにする。

3.2 国連関係機関

1) 国際連合（UN）

UN（United Nations）とは、国際連合憲章のもと1945年に設立された国際組織であり、第二次世界大戦を防ぐことができなかった国際連盟の反省を踏まえ、連合国が中心となって設立された。本部は米国にあり、事務所は世界各地にある。なかでもジュネーブ、ウィーン、ナイロビの事務局が中心的な役割を担っている。

国連の組織は、巨大かつ複雑な国連システムを形成している。これには、国際連合開発計画

(UNDP: United Nations Development Programme)¹やUNEPなどの数多くの補助機関が含まれる。そのほか、世界銀行グループや責任投資原則 (PRI: Principles for Responsible Investment)²など、国連とは別個の国際法主体性を有する専門機関がある。これらは、政府間の協定によって設けられ、経済・社会等の各分野において国際的責任を有する国際組織で、かつ国連との間で連携協定を締結している。また、国連と関係を有するが、専門機関としての連携協定を結んでいない国際組織である関連機関もある。本稿では、これらの国連と関係がある機関を総称して国連関係機関と呼んでいる (UN, URL, 国際連合広報センター, URL)。

国連関係機関は、その専門性を重視し個別にガイドラインを公表しており、国連機関やその連携関係にある国際機関により統括されている。ここでは、GRIと連携関係にあるUNEPとUNGCを取り上げる。

2) 国連環境計画 (UNEP)

UNEPは、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、国連総会決議に基づいて設立された国際機関である。UNEPは、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。具体的には、オゾン層保護、気候変動、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、土壌の劣化の阻止、森林問題、国際環境ガバナンス等、広範な環境問題に取り組んでいる。

なお、UNEPは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、生物の多様性に関する条約、有害廃棄物の国境を超える移動およびその処分に関するバーゼル条約などの環境条約の事務局を務めている。最近の主な活動として、2006年4月にUNGCとともに設立したPRI以外に、2012年6月にブラジルで開催された国連持続可能な開発会議 (Rio+20) において設立した「持続可能な公共調達のための国際イニシアティブ (SPPI: International Sustainable Public Procurement Initiative)」がある。これは、資金を持続可能な製品・サービス購入資金に出来る限り回すことにより、環境産業の競争力向上、資金の節約、資源保護や新たな雇用創成を実現し、グリーン経済への移行を国際的に加速させることを目指し活動している (UNEP, URL, 外務省, URL)。

3) 国連グローバル・コンパクト (UNGC)

UNGCは1999年1月に開催されたダボス会議³において、当時国連事務総長であったコフィー・アナン氏が企業に対して提唱したイニシアティブである。UNGCは、国連事務総長室の傘下にある組織の1つであり、様々な国連諸機関と連携するネットワーク型の組織である。企業、ビジ

¹ UNDPは、1966年に2つの国連技術協力機関 (国連特別基金と国連拡大技術援助計画) の統合で発足した。国連総会と国連・経済社会理事会の管轄下にある国連機関の1つとして、ニューヨークに本部がある。現在、約170の国で活動し、グローバルな課題や国内の課題に対してそれぞれの国に合った解決策が見出せるよう取り組んでいる (UNDP Tokyo, URL)。

² PRIとは、2006年4月に、当時の国際連合事務総長であるコフィー・アナン氏が金融産業に対して提唱したイニシアティブである。環境、社会、ガバナンス (ESG) 投資に関する6項目からなる。国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP Finance Initiative) とUNGCにより推進されている。機関投資家、運用会社、コンサルティング企業などが署名している (PRI, URLなど参照)。

³ ダボス会議とは、世界経済フォーラム (WEF: World Economic Forum) のことである。WEFは、1971年1月にスイスのダボスで設立されたNGOであり、毎年1月に開かれるダボスでの年次総会を主催している。

ネス団体、労働団体または市民団体、政府機関、NGO、学術機関など多様なステークホルダーとの協働により運営されている。国連事務総長やGC本部（ニューヨーク本部）職員、UNGC署名企業・団体のトップが対話を行い、UNGCの活動に対する勧告や戦略策定を行う最高レベルの会議として、リーダーズ・サミットが3年に1度開催されている。UNGCには130か国を超える10,000社以上の企業とステークホルダーが参加している。主なテーマは、労働慣行、環境、消費者問題、地域社会への参画と地域開発である。主な活動としてUNGCは、企業に対し、人権・労働権・環境・腐敗防止に関する10原則を順守し実践するよう要請している。さらに「ビジネスおよび人権に関する学習ツール」、「人権に関するポリシー策定指針」、「人身売買の防止と撲滅のためのグッドプラクティス」、「腐敗防止に関するE-ラーニングツール」の4分野で専門のツールを提供している。このように、UNGCが要請する10原則が広範囲にわたっていることから、UNEPやUNDPなどの他の多くの国際機関と連携して運営されている（UNGC Network Japan, URL）。

3.3 気候変動開示基準委員会（CDSB）

CDSB（Carbon Disclosure Standards Board）は、気候変動に関する正確かつ標準化された情報の開示に関するニーズの高まりを受け、2007年のダボス会議で発足したパートナーシップである。気候変動に関わるリスク測定や情報開示のルール作成に向けて、政府レベル、企業レベルやNGOレベルの主要な機関全体を取りまとめるNPOである。本部はロンドンにあり、企業の気候変動情報開示の標準化を目指して世界的なフレームワークを構築し有価証券報告書などにおける気候変動情報の開示を進めている。

CDSBは企業や環境関連機関などによるコンソーシアムであり、監査法人や企業、標準化機関、規制当局と綿密な連携体制がとられている。CDSBの理事会は、CDP、WBCSD、Ceresなどの8つの連携機関により構成されている⁴。

CDSBの活動は、透明性と信頼性のある情報を提供すること、情報提供者・利用者には、情報と併せてガイダンスや活用ツールを提供すること、市場の透明性と効率性を保つこと、意思決定や政策決定を支援することを目標に行われている。公刊物としては、2009年5月に気候変動関連の情報開示に関するフレームワーク（CCRF：Climate Change Reporting Framework）の草案が、2010年9月にCCRFの1.0版（CDSB, 2010）が公表された。その後2012年10月に改訂版の第1.1版（CDSB, 2012）が公表されている。CCRFでは、気候変動リスクと機会、排出量、排出削減戦略、株主への影響についての開示が要請されている。このフレームワークは、企業の財務パフォーマンスや有価証券報告書の情報とリンクするように作成されている（CDSB, URL, 2012, 2013, pp.5-9）。

さらに、2014年10月にCDSBは、気候変動だけでなく水や森林リスクコモディティなど環境に関する情報や自然資本について、有価証券報告書などの制度開示書類において情報を開示するフレームワークを策定するために公開草案（CDSB Framework Consultation Draft（CDSB, 2014））を公表した。その後、パブリックコメントを反映し、最終的に7項目の指導原則と12項目の要求事項からなる、自然資本と環境情報の報告に関するCDSBフレームワーク（CDSB

この会議には、政界、ビジネス界、また市民社会の中でも最もシニアかつ有望な重要リーダーたちが参加し、連携して世界・地域・産業のアジェンダを形成し、世界情勢の改善に取り組んでいる（WEF, URL）。

⁴ その他、気候グループ（Climate Group）、気候レジストリ（TCR：The Climate Registry）、国際排出量取引協会（IETA：International Emissions Trading Association）、WEF、世界資源研究所（WRI：World Resources Institute）がCDSBに参画している（CDSB, URL, 日本公認会計士協会, 2008, p.22）。

Framework for reporting environmental information & natural capital (CDSB, 2015)) が2015年6月に公表された (CDSB, URL).

以下, CDSB参画機関のうち, GRIやIIRCと連携関係等にある主要な機関である, CDP, WBCSD, そしてCeresを取り上げて概説することにした。

2) CDP

CDPは, 2000年にロンドンで機関投資家により設立されたNPOである。ビジネスや政策, 投資における意思決定に必要な情報を提供することで, 気候変動問題の解決を促進することを目的に活動している。2003年から毎年, 環境に与える影響の報告を検討している先進企業に, 気候変動に対する戦略や温室効果ガス排出量の実績に関する質問票 (CDP Questionnaire) を送り, 分析・評価し提供している。欧州と北米, アジアではオーストラリア, ニュージーランドをはじめ中国, インド, 日本にも事務局をもち, 世界各国で取り組まれている。最近では, 水や森林資源に関する情報開示を求める“CDP Water”や“CDP Forest”など, 取り扱うテーマも拡大し, それに伴い, 2013年に「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」から「CDP」へと改称された。

毎年公表される, 世界と各国のCDPの気候変動レポート (Climate Change Report) では, 回答企業に対して「ディスクロージャースコア (Carbon Disclosure Score)」と「パフォーマンススコア (Carbon Performance Score)」の2つの指標により評価を行い, 高得点を得た企業を「気候変動情報開示先進企業 (CDLI: Climate Disclosure Leadership Index)」あるいは「気候変動パフォーマンス先進企業 (CPLI: Climate Performance Leadership Index)」に選定し, ランキングを行っている。ランキング上位の企業は, 時価総額にもとづくグループ別に, 各インデックス (CDP Leadership Index) を毎年公表している。

なお, CDPは, 2007年のダボス会議においてCDSBを上述の連携機関とともに組成し, 協働して開示項目の標準化に取り組んでいる。また, CDPは, 英国政府の要請と支援により, 2007年のCDSB発足時から常任事務局を担当し, CDSBの中心的な役割を担っている (CDP, URL, 末吉・森澤, 2009, pp.32-40, 針生, 2013, pp.1-4)。

3) 持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)

WBCSDは, 1995年にジュネーブに本拠地をおくBCSDとパリに本拠地をおくWICE (World Industrial-Council for the Environment) とが統合されて設立された組織である。そもそも, BCSDとは, 1992年のリオで開催された国連地球サミット (UNCED: United Nations Conference on Environment and Development) において, 経済界からの「持続可能な発展 (Sustainable Development)」についての見解を提言するために設立された団体である。

WBCSDは, 現在では世界35ヵ国, 20産業以上にまたがる約170の国際企業によって構成されている。ここでは, 環境問題の解決には産業界のイニシアティブが重要であり, ビジネスソリューション的アプローチが必要であると, 持続可能な発展のために, ビジネス界からのリーダーシップの提供と, ビジネス界における環境および資源管理について高水準の環境効率性 (Eco-efficiency)⁵の達成を目指している。最近の活動として, 非財務情報の有効性を高めるためにレ

⁵ 『平成10年度版環境白書』によれば, 環境効率性とは, 財やサービスの生産に伴って発生する環境への負荷に関わる概念であり, 同じ機能・役割を果たす財やサービスの生産を比べた場合に, それに伴って発生する環境への負荷が小さければ, それだけ環境効率性が高いということになる (環境省, URL)。

ポーテイング・マターズ（Reporting Matters）という調査報告書が2014年より毎年発行されている。これは、WBCSD会員企業が発行した統合報告書およびサステナビリティ報告の調査に基づく報告書であり、先進的な企業が事業変革に向けてレポーティングプロセスをどのように活用しているのかを示し、非財務情報開示の価値をより多くの企業に広めていくことを目的としている。その他WBCSDは、2015年11月にCDSBらとともに、世界のサステナビリティ報告に関する情報プラットフォーム（The Reporting Exchange）を開設したり、2016年2月にサステナビリティ報告における外部保証の価値と活用方法についてまとめた報告書「保証：サステナビリティレポートの外部保証による価値創出（Assurance: Generating value from external assurance of sustainability reporting）」を公表したりするなど、積極的に活動している（小池, 1999, pp.1-2, WBCSD, 2014, URL, Sustainable Japan, URLなど参照）。

4) Ceres

Ceres（Coalition for Environmentally Responsible Economies）は、本拠地を米国のボストンにおく、1989年に設立されたNPOでかつNGOである。主に環境団体、社会的責任をもつ投資専門家、機関投資家、労働組合等から構成されている。Ceresは、1989年にアラスカ湾沖で起きたタンカー（バルディーズ号）の座礁による原油流出事故を契機として、企業が環境保全のために遵守すべきセリズ原則（Ceres Principles）（もとはバルディーズ原則、後に団体名をとって改称）を公表した。セリズ原則は、①生物圏の保護、②天然資源の持続可能な有効利用、③廃棄物の削減と処理、④エネルギー源の保全と持続的利用、⑤リスクの低減、⑥安全な商品やサービスの提供、⑦環境の復元、⑧情報提供、⑨環境問題を担当する取締役の設置、⑩環境問題への取り組みに対する評価と年次監査の公表、の10原則からなっている。

その他Ceresの主な活動としては、1997年にUNEPと連携してGRIを設立したことや、2011年にTellus Instituteとともにサステナビリティ格付けに関する原則を発行した米国のNPOであるGISR（Global Initiative for Sustainability Ratings）を設立したことがあげられる。また、公刊物としてCeresは、2015年3月に世界の投資家向けに水資源問題に対する分析と意思決定を支援する「水リスクの統合に関する投資家ハンドブック（Investor Handbook for Water Risk Integration）の公表や、世界最大の資産運用会社である米ブラックロックと共同で、2015年5月に米国の機関投資家らがサステナビリティ課題について企業や政策立案者らに働きかけを行う際の指針をまとめたエンゲージメントガイド（21st Century Engagement Investor Strategies for ESG Considerations into Corporate Interactions）の公表などがあげられる（Ceres, URL, Sustainable Japan, URLなど参照）。

3.4 CRD参画機関

1) 企業報告ダイアログ（CRD）

CRDとは、IIRCにより立ち上げられた共同のイニシアティブであり、2014年6月にアムステルダムで行われた国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（ICGN: International Corporate Governance Network）の年次総会にて、正式に活動を開始することが発表された。CRDには、IIRC, CDP, CDSB, GRI, IASB, ISO, SASB, FASB, IPSASBの9つの機関が参加している。このような世界的に影響力のあるガイドライン、フレームワークや基準を規制する機関による積極的な連携を通じて、報告にかかる企業の負担を軽減させることを目的とす

る。CRDの主な目的は、①報告フレームワーク・基準・関連ルールの方向性、内容、開発に関するコミュニケーション、②各フレームワーク、基準、関連ルールを調和させるための実践的な方法の識別、そして③情報共有や共同声明、主要な規制当局への関与である。

主な活動として、2015年5月にCDR参画機関の公表するフレームワークや基準、要求事項などを一覧で比較、俯瞰できるランドスケープマップ (Landscape Map) の公開がある。これは、乱立するガイドラインやフレームワークの目的、対象範囲、そして関係性を明示したうえで、報告者の正しい理解を促進することを目的としている。また、同マップでは各参画機関がどのようにIIRFで示された6つの資本および各項目に結びついているかについても示されている。

また、CRDは、2016年3月にCRD参画機関が示す「マテリアリティの定義」の違いを比較する分析レポート (Statement of Common Principles of Materiality of the Corporate Reporting Dialogue (CRD, 2016)) を発表した。彼らは定義の異なるマテリアリティ概念に重きを置いてガイドライン等を公表しているため、サステナビリティ報告に取り組む企業から複数のガイドラインに沿った報告書を作成することが困難であるとの指摘がなされてきた。この指摘にこたえる形で、このレポートには、マテリアリティの定義の違いだけでなく、参画機関の共通原則についても記されている (CRD, URL, 2016)。

以下、CRD参画機関のうち、GRIやIIRCと連携関係にある主要な機関である、SASBとISOを取り上げる。

2) サステナビリティ会計基準評議会 (SASB)

SASBは、ハーバード大学責任投資イニシアティブ (IRI: Initiative for Responsible Investment) を母体として、2011年に設立されたNPOで、米国のサンフランシスコに本部を置いている。SASBは、米国証券取引所 (SEC: U.S. Securities and Exchange Commission) の上場企業に対して、環境・社会・ガバナンス等の非財務要素が事業に及ぼす影響についての理解と、かかる情報の開示を促進することを目的としている。

2013年からSASBは、持続可能な価値創造に影響を及ぼす会計基準として、産業別の暫定サステナビリティ会計基準 (SAS: Sustainability Accounting Standard) を公表している⁶。現在では、10産業、79業種に分類されたSASが公表されている。その内容の73%の項目は定量的指標となっており、各産業が直面する重要な持続可能性問題等について最低限の基準が示されている。SASの特徴として、Form 10-K (年次報告書) やForm 20-F (有価証券報告書) などSEC提出書類義務規定を遵守している点、産業区分にSICS (Sustainable Industry Classification System) という独自の分類システムが利用されている点、そしてSASBにより作成されたマテリアリティ・マップ (Materiality Map) を通じて、各産業の特徴を反映するように基準設定が行われている点があげられる。

その他の活動として、2013年10月に概念フレームワーク (Conceptual Framework (SASB, 2013)) の公表、2016年4月に、具体的な基準の運用・改訂ルールが記された「手続規定 (Rules of Procedure)」の公開草案 (SASB, 2016a) と概念フレームワークの改訂に関する公開草案 (SASB, 2016b) の公表、そして現在のSICSの見直し作業等があげられる (SASB, URL, 川原,

⁶ SASBは、暫定SASとして、2013年7月にヘルスケア (Health Care) に関する基準を公表してから、現在10部門目のインフラストラクチャー (Infrastructure) に関する基準を2016年3月に公表している (SASB, URL)。

2013, pp.11-14, 芝坂, 2016).

3) 国際標準化機構 (ISO)

ISOとは、工業に関する国際標準を策定するスイスに本部があるNPOである。ISOが発行する標準規格やガイドラインなどは、対象種類によって番号が付されている。サステナビリティ報告に関連するISO26000以外にも、品質管理に関する標準規格のISO9001、環境マネジメントに関するISO14001などがある。

ISO26000は、2010年にISOより発行された「社会的責任に関する手引き」である。これは、ISOの他の標準規格と異なり、認証機関による認証が求められないガイドラインであり、基準（認定対象外）企業に対して、社会的責任のある行動に関する指針を提供する。原則の実践に向けて企業を支援し、ベストプラクティスを共有している。

ISO26000によれば、社会的責任は、組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対して、透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任であると定義されている。（ISO, 2010, par.2.1.18）なお、そこでは社会的責任の原則として、説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重の7項目が示されている。また、ISO26000の中核主題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展の7項目があげられている（ISO, 2010, URL, ISO/SR国内委員会, URL）。

3.5 その他機関

ここでは、GRIと連携関係あるOECDと、IIRCの創立機関の1つであるA4Sを取り上げて概説することにする。

1) 経済協力開発機構 (OECD)

1948年に、OECDの前身である欧州経済協力機構（OEEC: Organization for European Economic Cooperation）が、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するために、パリに設立された。その後、欧州経済の復興に伴い、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構としてOEECは発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD）が設立された。

サステナビリティ報告に関するガイドラインとして、OECDが1976年に策定した、行動指針参加国の多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとることを勧告した「多国籍企業行動指針（Guidelines for Multinational Enterprises）」があげられる。その後、この行動指針は、世界経済の発展や企業行動の変化などを反映し、1979年、1984年、1991年、2000年、そして2011年と改訂されてきた。なお、この行動指針には法的な拘束力がない。

このOECDガイドラインでは、進出先の持続可能な開発の達成に配慮し、社会、環境、経済発展に貢献するべきであることが、一般方針として掲げられている。なお、具体的な行動規範として、情報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学および技術、競争、納税など、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則および基準が定められている。また、直近の2011年の改訂では、企業には人権を尊重する責任があるという内容の人権に関する章や、リスク管理の一環として、企業は自企業が引き

起こす又は一因となる実際のおよび潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施すべきなどの規定が新たに盛り込まれている (OECD, 2011, URL, 外務省, URL).

2) Accounting for Sustainability (A4S)

A4Sとは、2004年にチャールズ皇太子による「現在のわれわれだけでなく、将来の他者を考慮して、持続可能性が語られたり、心配されたりするだけでなく、組織の『DNA』にしっかりと組み込まれるようになるのを支援すること (A4S, 2007, p.1)」というスピーチに端を発して設置されたプロジェクトである。正式名称は、“The Prince’s Accounting for Sustainability Project”という。政府や産産業、投資家、会計団体、NGO、研究者らが参画し、サステナビリティを業務の意思決定やレポートのプロセスに組み込むための実務的なガイダンスやツールを開発し公表している。

A4Sは、持続可能で回復力ある経済を構築するために金融、会計および投資コミュニティと協働することを目的とする。そしてそのために、組織が、環境の健全さ、社会的福祉および経済的実績を意思決定、会計および報告に統合するようなビジネス事例を示すこと、システムツールおよび指針を開発し、会計、金融および投資家コミュニティがとるべき行動を可能にする余地を作ること、そして変化しやすい環境の創出を促進することを目指している。

A4Sは2007年12月に発行した“Accounting for Sustainability Report 2007 (A4S, 2007)”の中で、財務業績とサステナビリティ業績を統合して報告するコネクティッド・レポート(結合報告)のフレームワーク(The Connected Reporting Framework)を提唱している。その2年後の2009年5月にケーススタディ集(Connected Reporting in Practice: A Consolidated Case Study (A4S, 2009a))が公表され、同年12月に取り組み例による実践ガイド(Connected Reporting: A Practical Guide with Worked Examples (A4S, 2009b))が公表された。その後、2010年8月にGRIとともに、統合報告の国際的な報告フレームワークを開発することを目的にIIRCを設立した。最近の活動としては、2013年12月に設立されたA4S最高財務責任者(CFO)リーダーシップネットワークによって財務会計担当者向けに公表された、サステナビリティを事業プロセスや意思決定に統合する際の問題の解決に役立つ4つのガイド⁷があげられる(Hopwood et.al, 2010, pp.29-45, 中尾, 2011, pp.1-3, Deloitte, 2015, pp.52-53, A4S, URL).

4. GRIとIIRCをめぐる最近の動向

GRIとIIRCをめぐる最近の動向として、2013年2月に両機関により締結された覚書(IIRC and GRI, 2013)をまず取り上げる。この覚書では、今後の企業報告において、統合報告とサス

⁷ 2014 / 2015年度計画として、A4SのCFOリーダーシップネットワークにより次の4つのガイドが公表された。①将来の不確実性の管理：マクロのサステナビリティトレンドに起因する総合リスクのビジネス意思決定への統合を取り上げ、そのリスクに関連する不確実性を克服する方法を説明する。②自然資本・社会資本金：自然資本・社会資本がいかに役立つのかを説明するとともに、その変数をいかに財務数値に変換するかについて説明する。③CAPEX：社会・環境問題を統合するために、いかに既存の資本投資の評価プロセスを使うことができるのかについて説明する。④投資家のエンゲージメント強化：インベスター・レーションの支援を目的とする実務的なガイド。このうち一部が2015 / 2016年度計画に引き継がれている (Deloitte, 2015, pp.52-53, A4S, URL).

テナビリティ報告はともに重要な役割を果たすこと、統一性、一貫性、比較可能性のある明確な報告ガイドラインやフレームワークが企業の情報開示を有効なものとするのが両機関で確認されるとともに、そのために両機関が継続的な協力、調整、提携することに関する基本的事項があげられている。そして、GRIとIIRCは互いの目的を重視し、GRIがサステナビリティ報告を、IIRCが統合報告を維持発展させる役割を担うことが明示されている。このような連携体制のもと、同年5月にGRIによりサステナビリティ報告のガイドライン第4版（G4）が、12月にIIRCによりIIRFが公表された。

つづいて、IIRFの公表直後にIIRCとSASBにより締結された覚書（IIRC and SASB, 2013）を取り上げる。この覚書において、IIRCとSASBの任務が、企業報告の改善を通じて、関連した価値創造のESGパフォーマンスとコミュニケーションの改善を目指すことと、企業の情報公開を効率的に行うために、連携して企業報告のフレームワーク、基準、要請を明確にし、国際的に展開することが確認されている。

既述のように、IIRCが世界で認められた統合報告のフレームワーク（IIRF）を構築することを目的とし、主に財務的資本の提供者に対して企業の自主裁量のもとIIRFが利用されることを想定している。また、IIRFでは、統合報告の包括的内容に関する指導原則と内容要素が、報告組織の固有の価値創造ストーリーを最も表す方法を決定するのに役立つとしながらも、組織の戦略の品質またはそのパフォーマンスのレベルのようなベンチマークが設定されておらず、この評価は統合報告の利用者によりなされる。これに対して、SASBは、環境、社会およびガバナンス（ESG）のパフォーマンスから利益を得て、ひいては米国の産業の競争力強化につながる米国の企業やSEC、そして投資コミュニティを重要な対象者とし、米国における統合報告の適用（法的義務化）を目指して基準（SAS）を策定している。このような互いの目的の違いを踏まえた上で、両機関は企業報告の発展および投資家に対する企業価値の伝達に関する協力関係を強化することに合意しているのである（芝坂, 2016, pp.2-3）。それ以外にもIIRCは、CDSB、IFACやIASBなどの多種多様な組織と個別に覚書を交わし、統合報告の実務の浸透、統合報告書の作成や質的向上を目指し、活動に取り組んでいる。

GRIは、2014年6月にIIRCにより設立されたCRDへ参画し、主要な機関と連携してマテリアリティや定量情報をめぐる問題に取り組んでいる。また、2015年11月にGRIは独立の基準設定機関としてGSSB（Global Sustainability Standards Board）を設立し、現行のガイドラインであるG4をGRIスタンダード（GRI Sustainability Report Standards）に移行することを公表した。GSSBは、2016年4月と6月と2回に分けてGRIスタンダードに関する公開草案を公表し、完成版の公表に向けて取り組んでいる。GRIスタンダードは、マルチステークホルダー原則に基づき、サステナビリティ情報のグローバルな比較可能性、有用性および質的向上を目指した基準であり、一般基準（Universal Standards）と特定基準（Topic-Specific Standards）から構成されている（GRI, URL, Sustainable Japan, URL）。

5. むすびにかえて

サステナビリティ報告のガイドライン、フレームワーク、そして基準が多様化、複雑化している状況のもと、今後さらに、サステナビリティ情報開示の利用者ニーズが高まると予想される。ここでは、今までの議論を踏まえて、今後サステナビリティ情報の開示をめぐる議論がどのよ

うに展開されてゆくのか、その方向性とそれに伴う課題について考察する。

考察にあたり、現在中心的な役割を担っているGRI (G4), IIRC (IIRF) とSASB (SAS) の特徴を整理する。GRIとIIRCは、想定する主な利用者がマルチステークホルダーか、それとも投資家かという相違はみられるが、国際的規模でサステナビリティ情報を開示するためにガイドラインやフレームワークを策定している点、その利用については自由裁量である点、そしてマテリアリティの特定に関してステークホルダーとのコミュニケーションが重視されている点で共通している。それに対して、SASBは主な対象者として米国の投資関係者を想定し、米国の会計制度に組み込むことを志向している点が特徴的である。また、マテリアリティ概念は米国最高裁の判例に基づき定義されており、SASにおいて体系的に産業ごとに特定化されている点で、両機関と異なっている (Sustainable Japan, URL)。

これらの相違点に着目する限りにおいて、サステナビリティ報告のガイドライン等についての議論は、対象とする範囲 (世界か特定地域か、一般か特定産業か) や、主な利用者 (マルチステークホルダーか投資家か) をめぐる議論だけでなく、その適用形態 (法的義務化するの否か、ガイドラインかフレームワークか基準か) や、マテリアリティの特定化の方法 (ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて行われるのか否か) などをめぐり展開されてゆくとされる。加えて最近のGSSBによるGRIガイドライン (G4) の基準への移行は、サステナビリティ報告の法的義務化を促す契機となるとともに、乱立する多種多様なサステナビリティ報告のガイドライン、フレームワークや基準による、デファクト・スタンダードをめぐる競争を促す契機になると予想される。よって、従来のように主要機関が中心となり個別に覚書を交わすという連携ではなく、CRDのように、主要機関が集結して、各機関の活動背景となっている問題意識と独自の知見を活かした成果が、サステナビリティ情報の開示に取り組む企業の実務に資する方向で連携することが必要になるとと思われる (Chohen, 2014, 八木, 2015, 芝坂, 2016など参照)。

参 考 文 献

- A4S (Accounting for Sustainability) (2007), *Accounting for Sustainability Report 2007*, A4S.
 A4S (2009a), *Connected Reporting in Practice: A Consolidated Case Study*, A4S.
 A4S (2009b), *Connected Reporting: A Practical Guide with Worked Example*, A4S.
 A4S and GRI (Global Reporting Initiative) (2010), *Press Release: Formation of the International Integrated Reporting Committee (IIRC)*, A4S and GRI.
 CDSB (Climate Disclosure Standards Board) (2010), *Climate Change Reporting Framework- Edition 1.0*, CDSB.
 CDSB (2012), *Climate Change Reporting Framework: Advancing and Aligning Disclosure of Climate Change-Related Information in Mainstream Reports, edition 1.1*, CDSB.
 CDSB (2013), 『企業の気候変動報告：ジャパンフォーカス』CDSB.
 CDSB (2014), *CDSB Framework Consultation Draft: Promoting and advancing disclosure of environmental information in mainstream reports*, CDSB.
 CDSB (2015), *CDSB Framework for reporting environmental information & natural capital: Advancing and aligning disclosure of environmental information in mainstream reports*, CDSB.
 Cohen, E. (2014), *The Leadership Battle Among Sustainability Transparency Organizations*, Triple Pundit,
 (<http://www.triplepundit.com/2014/01/leadership-battle-among-sustainability-transparency-organizations/>, 2016年9月30日アクセス).
 CRD (Corporate Reporting Dialogue) (2016), *Statement of Common Principles of Materiality of the*

- Corporate Reporting Dialogue*, CRD.
- Deloitte (2015), 「トーマツ 統合報告関連ニュース」(統合報告アドバイザー室)『会計情報』Vol.467, pp.51-53.
- GRI (2002), *Sustainability Reporting Guidelines 2002 (version 2.0)*, GRI (日本語訳GRI (2002), 『サステナビリティ・レポート・ガイドライン2002』GRI).
- GRI (2006), *Sustainability Reporting Guidelines, version 3.0*, GRI (日本語訳GRI (2008), 『サステナビリティ・レポート・ガイドライン第3版』GRI).
- GRI (2011), *Sustainability Reporting Guidelines, version 3.1*, GRI.
- GRI (2013), *Sustainability Reporting Guidelines, version 4*, GRI (日本語訳GRI (2014), 『サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版』GRI).
- 針生洋介 (2013), 「CDP2013から読み解く環境情報開示の方向性」『損保ジャパン日本興亜RMレポート』Issue 101, pp.1-12.
- Hopwood, A., Unerman, J. and Fris, J. (Eds.) (2010), *Accounting for Sustainability: Practical Insights*, Earthscan, London.
- IIRC (International Integrated Reporting Council) (2011), *Towards Integrated Reporting: Communicating Value in the 21st Century*, Discussion Paper, IIRC.
- IIRC (2013a), *Consultation Draft of the International <IR (Integrated Reporting)> Framework*, IIRC.
- IIRC (2013b), *The International <IR> Framework*, IIRC (日本語訳『国際統合報告フレームワーク』IIRC, 2014).
- IIRC and GRI (2013), *Memorandum of Understanding*, IIRC and GRI.
- IIRC and SASB (Sustainability Accounting Standards Board) (2013), *Memorandum of Understanding*, IIRC and SASB.
- ISO (International Organization for Standardization) (2010), *ISO26000: 2010 Guidance on Social Responsibility*, ISO (日本語訳ISO/SR国内委員会監修 (2012), 『JISZ26000: 2012社会的責任に関する手引』日本規格協会).
- 勝山進 (2015), 「統合報告の現状と課題」『商学集志』(日本大学商学部) 第84巻第3・4号, pp.1-18.
- 川原尚子 (2013), 「持続可能性報告の基準の国際的発展」『商経学叢』(近畿大学商経学会) 第59巻第3号, pp.1-18.
- 環境省 (2005), 『環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン併用の手引き』環境省.
- 小池秀幸 (1999), 「持続可能な発展に向けて—WBCSDの活動—」『情報処理 (IPSJ Magazine)』40巻3号, pp.1-4.
- 三代まり子 (2013), 「国際統合報告評議会 (IIRC) の開示フレームワーク～開発状況と今後～」『RID デイスクロージャーニュース』Vol.19, pp.11-19.
- 中尾悠利子 (2011), 「インタビュー “Accounting for Sustainability” 年次フォーラム総会2010に参加して」ESGコミュニケーション・フォーラム (http://www.esgcf.com/archive/pdf/archive_ESGcf_report_110117.pdf, 2016年9月30日アクセス).
- 日本公認会計士協会 (2006), 『投資家向け情報としての環境情報開示の可能性』日本公認会計士協会 (経営研究調査会研究報告第27号).
- 日本公認会計士協会 (2008), 『気候変動リスクに関する投資家向け開示フレームワークの現状と方向性』日本公認会計士協会 (経営研究調査会研究報告第34号).
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) (2011), *OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Recommendation for Responsible Business Conduct in a Global Context*, OECD (日本語訳OECD (2011), 『OECD多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告2011年 日本語仮訳版』OECD).
- SASB (2013), *Conceptual Framework of the Sustainability Accounting Standards Board*, SASB.
- SASB (2016a), *Exposure Draft, Proposed: Rules of Procedure*, SASB.
- SASB (2016b), *Exposure Draft, Revision: Conceptual Framework*, SASB.
- 芝坂佳子 (2016), 「サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の最近の動向と統合報告への展開を考える」『KPMG Insight』Vol.19, pp.1-10.
- 末吉竹二郎・森澤みちよ (2009), 「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) 活動～企業の気候変動対策情報開示活動を通してのNPOの低炭素社会構築活動～」『PRI review』(国土交通省国土交通政策研究所) 33号, pp.32-39.
- 東京海上日動リスクコンサルティング (2013), 「GRIガイドライン第4版発行」『リスクマネジメント最前線』No.29, pp.1-7.

WBCSD (World Business Council for Sustainable Development) (2014), Reporting Matters, Improving the Effectiveness of Reporting One Year On, WBCSD.
 八木裕之 (2015), 「日本におけるサステナビリティ情報開示と会計情報」『横浜国際社会科学研究』(横浜国際社会科学会) 第20巻第1・2号, pp.1-12.

<参考URL>

A4S URL (<https://www.accountingforsustainability.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 CDP (Carbon Disclosure Project) URL (<https://www.cdp.net/ja>, 2016年9月30日アクセス)
 CDSB URL (<http://www.cdsb.net/>, 2016年9月30日アクセス)
 Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies) URL (<https://www.ceres.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 CRD URL (<http://corporatereportingdialogue.com/>, 2016年9月30日アクセス)
 外務省 URL (<http://www.mofa.go.jp/>, 2016年9月30日アクセス)
 GRI URL (<https://www.globalreporting.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 IIRC URL (<http://integratedreporting.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 ISO URL (<http://www.iso.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 ISO/SR国内委員会 URL (<http://iso26000.jsa.or.jp/>, 2016年9月30日アクセス)
 環境省 URL (<http://www.env.go.jp/>, 2016年9月30日アクセス)
 国際連合広報センター URL (<http://www.unic.or.jp/>, 2016年9月30日アクセス)
 OECD URL (<http://www.oecd.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 PRI (Principles for Responsible Investment) URL (<https://www.unpri.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 SASB URL (<http://www.sasb.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 Sustainable Japan URL (<http://sustainablejapan.jp/>, 2016年9月30日アクセス)
 サステナビリティ日本フォーラム URL (<http://www.sustainability-fj.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 UN URL (<http://www.un.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 UNDP Japan URL (<http://www.jp.undp.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 UNEP (United Nations Environment Programme) URL (<http://www.unep.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 UNGC (United Nations Global Compact) URL (<https://www.unglobalcompact.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 UNGC Network Japan URL (<http://ungcjp.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 WBCSD URL (<http://www.wbcsd.org/>, 2016年9月30日アクセス)
 WEF (World Economic Forum) URL (<https://www.weforum.org/>, 2016年9月30日アクセス)

<付 記>

本論文は、科学研究費補助金(基盤研究(B)研究番号25285137)による研究成果の一部である。

[いのうえ さだこ 流通科学大学教授]

[2016年10月5日受理]